

1. 住居確保給付金申請要件

	要件	チェック																														
1	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失する恐れがある																															
2	イ) 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること ロ) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること																															
3	離職等において、世帯の生計を主として維持していた																															
4	ハローワークへ求人申込を行い、求職活動を行う																															
5	申請日の属する月における、申請者及び同一世帯に属する方の収入の合計が③基準以下であること 給与収入の場合は、総支給額（交通費支給額は除く） <table><tr><td></td><td>①基準額</td><td>②家賃額</td><td>③収入基準額</td></tr><tr><td>単身世帯</td><td>78,000</td><td>34,000</td><td>112,000</td></tr><tr><td>2人世帯</td><td>115,000</td><td>41,000</td><td>156,000</td></tr><tr><td>3人世帯</td><td>139,000</td><td rowspan="3">44,000</td><td>183,000</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>162,000</td><td>206,000</td></tr><tr><td>5人世帯</td><td>185,000</td><td>229,000</td></tr><tr><td>6人世帯</td><td>209,000</td><td>48,000</td><td>257,000</td></tr><tr><td>7人世帯</td><td>232,000</td><td>53,000</td><td>285,000</td></tr></table> ※基準額を超える収入がある場合 支給額＝②家賃額－（月の世帯収入額－①基準額）		①基準額	②家賃額	③収入基準額	単身世帯	78,000	34,000	112,000	2人世帯	115,000	41,000	156,000	3人世帯	139,000	44,000	183,000	4人世帯	162,000	206,000	5人世帯	185,000	229,000	6人世帯	209,000	48,000	257,000	7人世帯	232,000	53,000	285,000	
	①基準額	②家賃額	③収入基準額																													
単身世帯	78,000	34,000	112,000																													
2人世帯	115,000	41,000	156,000																													
3人世帯	139,000	44,000	183,000																													
4人世帯	162,000		206,000																													
5人世帯	185,000		229,000																													
6人世帯	209,000	48,000	257,000																													
7人世帯	232,000	53,000	285,000																													
6	申請者及び同一世帯の金融資産の合計が次の金額以下である <table><tr><td>世帯</td><td>上限額</td></tr><tr><td>単身世帯</td><td>468,000</td></tr><tr><td>2人世帯</td><td>690,000</td></tr><tr><td>3人世帯</td><td>834,000</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>972,000</td></tr><tr><td>5人世帯以上</td><td>1,000,000</td></tr></table> ※上限額＝基準額×6 （ただし、100万円を超えないものとする）	世帯	上限額	単身世帯	468,000	2人世帯	690,000	3人世帯	834,000	4人世帯	972,000	5人世帯以上	1,000,000																			
世帯	上限額																															
単身世帯	468,000																															
2人世帯	690,000																															
3人世帯	834,000																															
4人世帯	972,000																															
5人世帯以上	1,000,000																															
7	国・地方自治体等の給付を受けていないこと （職業訓練受講給付金、生活保護など）																															
8	暴力団員ではないこと																															

2. 住居確保給付金の支給額

1. 世帯の収入合計額（月額）が、基準額以下の場合
⇒ 上限家賃額を支給
2. 世帯の収入合計額（月額）が、基準額を超えるが、収入基準額以下の場合
⇒ 上限家賃額から基準額を超えた分を引いた額を支給

3. 住居確保給付金申請書類

	申請時提出書類	チェック
1	住居確保給付金支給申請書（様式第1号）	
2	住居確保給付金申請時確認書（様式第2号）	
3	本人確認書類	
4	離職関係書類	
5	収入関係書類	
6	金融資産関係書類	
7 の 1	収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、 離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類 （雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわ かる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書等）	
7 の 2	指示がすべて口頭だったなど、やむを得ず7の1書類が整わない場合 離職状況等に関する申立書（参考様式5）	
	申請後提出書類	
1	求職申込関係書類	
2	（1）住居喪失者 入居予定住居に関する状況通知書（様式第3号） （2）住居喪失おそれ 入居予定住居に関する状況通知書（様式第4号）	

4. 申請から支給決定までの流れ（住居を喪失するおそれのある方の場合）

（１）住居確保給付金の支給申請

申請者は、申請書及び添付書類を、守谷市役所 社会福祉課（以下「自立相談支援機関」という。）へ提出してください。

自立相談支援機関から、申請書の写しの交付とともに、「入居住宅に関する状況通知書」が交付されます。

（２）入居住宅の貸主等との調整

申請者は、入居している住宅の貸主等に申請書の写しを提示するとともに、貸主等から「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

（３）追加確認書類の提出

申請者は貸主等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、社会福祉課（自立相談支援機関）に提出してください。

（４）住居確保給付金の審査・決定

審査の結果、申請者に受給資格ありと認められた場合には、自立相談支援機関から申請者へ「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。

あわせて、必要に応じ「常用就職届」「職業相談確認票」「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。

受給決定後、申請者（受給者）は、入居している住宅の貸主等に対して、「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。

審査の結果、受給資格なしと判断された場合は、自立相談支援機関から申請者へ、「住居確保給付金不支給決定通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の貸主等に住居確保給付金が不支給決定となったことを連絡してください。

5. 受給中における求職活動等の義務

支給期間中は、以下の求職活動等を行う必要があります。

また、自立相談支援機関によりプラン（自立支援計画）が作成された場合は、以下に加え、プランに記載された就労支援を受けてください。

（１） 1. 住居確保給付金申請要件－２－イに該当する方

- ・毎月１回以上、自立相談支援機関の支援員との面談等を行ってください。
- ・毎月２回以上、ハローワークへの職業相談等を受けてください。
- ・週１回以上、求人先への応募を行い、又は面接を受けてください。

(2) 1. 住居確保給付金申請要件－２－ロに該当する方

- ・毎月１回以上、自立相談支援機関の支援員と職業相談等を行ってください。

6. 常用就職及び就労収入の報告

(1) 常用就職の報告

- ・支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は６か月以上の雇用期間が定められているもの）をした場合は、「常用就職届」を自立相談支援機関に提出してください。

(2) 勤労収入の報告

- ・常用就職届を提出した受給者は、提出した月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月、自立相談支援機関に提出してください。

「1. 住居確保給付金申請要件－２－ロ」に該当する受給者は、支給決定以降、収入額を確認することができる書類を、毎月、自立相談支援機関に提出してください。

7. 支給を中止する場合があります

以下のいずれかに該当した場合など、支給を中止することがあります。

- ・受給者が、受給中の求職活動等の義務を怠った場合
- ・受給者が、常用就職及び勤労収入の報告を怠った場合
- ・受給者が常用就職又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合
- ・支給決定後、受給者が住宅から退去した場合
- ・支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合 など